

第 1 章 プラン策定の基本的な考え方

第1章 プラン策定の基本的な考え方

札幌市国民健康保険では、平成20年度から特定健診の実施結果等に基づく札幌市特定健診等実施計画を策定するとともに、平成28年度には、国保データベース（KDB）を活用し医療費等の分析に基づく札幌市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）を策定し、被保険者への保健事業を実施してきました。

平成29年度に終期を迎える上記2計画を、一体的に進めるため、次期計画を総合的なプランとして策定し、被保険者の生活の質（QOL）の維持及び向上、ひいては医療費の適正化に資すること目指してまいります。

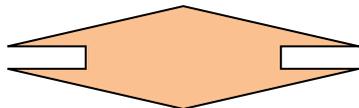
札幌市国民健康保険保健事業プラン2018 (平成30年度～平成35年度)

特定健康診査等実施計画

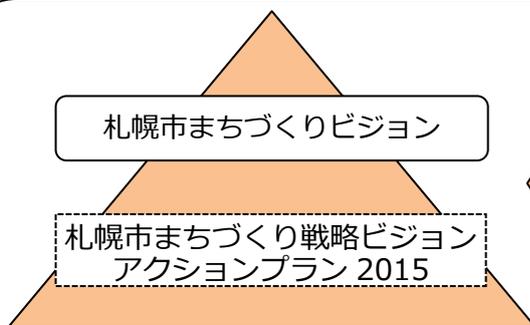
- 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、医療保険者は、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健診）及びその結果により生活習慣の改善を目的とした保健指導（特定保健指導）の実施を義務付け。
- 同法第19条により計画期間を定めた特定健康診査等実施計画の策定を義務付。
- 第Ⅰ期 平成20年度～平成24年度
第Ⅱ期 平成25年度～平成29年度
- 第Ⅲ期は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき計画期間が6年。

保健事業実施計画 (データヘルス計画)

- 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、平成26年4月に「国民健康保険法に基づく保健事業実施等に関する指針」が一部改正され、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための「保健事業の実施計画（データヘルス計画）」の策定を推進
- 第Ⅰ期 平成28年度～平成29年度
- 第Ⅱ期計画は、特定健康診査等実施計画期間に合わせ6年。



札幌市の総合計画である「札幌市まちづくりビジョン」の基本的な方向性に沿った健康分野の個別計画として位置づけ、関連する計画と整合性を図ります。



主な健康関連計画

- 健康さっぽろ21（第2次）
- 第3次札幌市食育推進計画
- 札幌市高齢者支援計画2018
- さっぽろ医療計画2018

計画の推進にあたっては、国民健康保険団体連合会、北海道後期高齢者医療広域連合、北海道保険者協議会、北海道、医師会及び札幌市国民健康保険運営協議会等と、被保険者の健康課題を共有し、連携して進めてまいります。